

かわさき障害者福祉施設たじま ご利用の皆様へ

かわさき障害者福祉施設たじま

施設長 田中 陽一

この通所許可証は、かわさき障害者福祉施設たじまに通う皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。

障がいや、ご家族状況で通院（受診～診断）が難しい場合は、必ず直接、相談頂きますようお願い申し上げます。

＜通所許可証が必要な感染症＞

病名	通所の目安
インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	<u>以下の病気についても、通所許可証の対象になります（通所の目安については、診察した医師の判断によります）。</u> ・溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、ウィルス性肝炎、RS ウィルス感染症、带状疱疹、伝染性膿痂疹（とびひ）

※上記以外に、医師の判断で通所停止になる場合があります。

ご診察いただいた先生へ

平素は、当施設の事業等にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
昨今の感染症流行に伴い、施設における流行拡大を防ぐため、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

社会福祉法人川崎聖風福祉会 かわさき障害者福祉施設たじま
施設長 田中 陽一

通所許可証

かわさき障害者福祉施設たじま

氏名

疾患名：

1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. その他

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印